

議案第 47 号

太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 8月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市個人情報保護条例（平成16年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第21条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 10 号」を「第 19 条第 11 号」に改める。

別表第 1 の 4 の項を削り、同表 5 の項を同表 4 の項とし、同表 6 の項から 16 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 2 の 4 の項を削り、同表 5 の項を同表 4 の項とし、同表 6 の項から 15 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。